

京都市告示第 136 号

道路法第 18 条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から 14 日間一般の縦覧に供します。

平成 18 年 7 月 21 日

京都市長 榎 本 頼 兼

道路の種類 市 道

供用開始の期日 告示の日

路線名及び道路の区域

路線名	区 間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
太秦経51号線	右京区太秦井戸ヶ尻町13番地の136地先から	旧	メートル 31.30	メートル 6.02 ~ 6.19
	同区太秦森ヶ前町14番地の18地先まで	新	31.30	6.02 ~ 7.09
太秦緯116号線	右京区太秦森ヶ前町9番地の3地先から	旧	35.80	1.09 ~ 2.31
	同町14番地の18地先まで	新	18.80	4.00 ~ 7.50

(建設局道路部道路明示課)